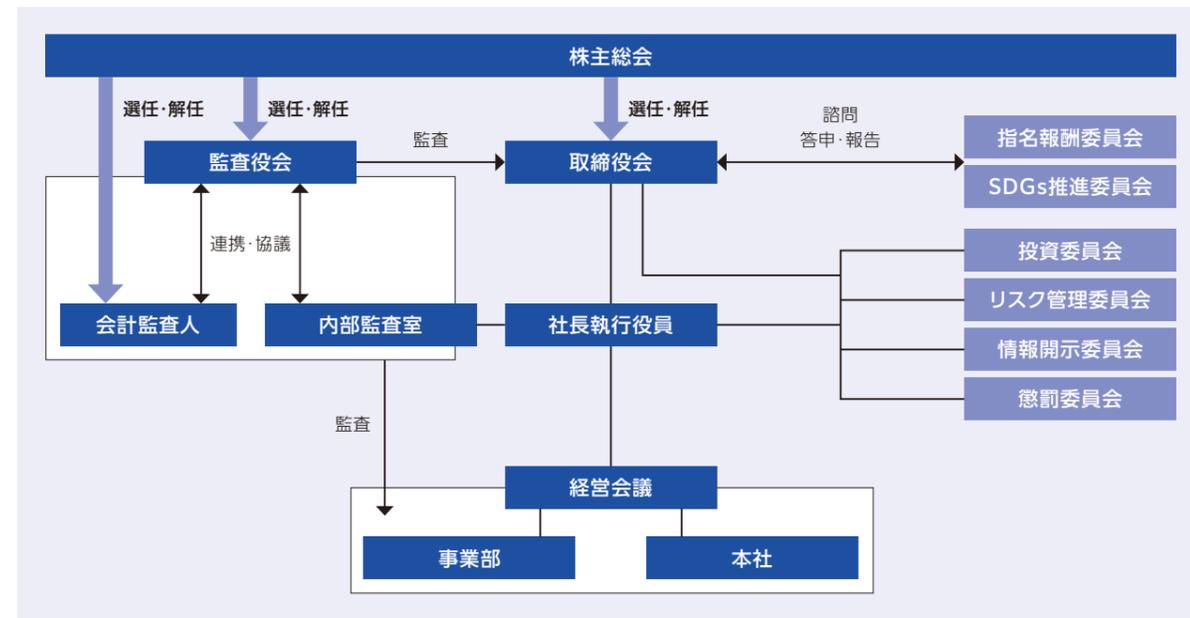


コーポレート・ガバナンス

当社は、事業を通じて豊かな社会の実現に貢献する企業を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすためコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

コーポレート・ガバナンス体制図



主要機関の概要

機関	議長／委員長	役割	2023年12月期の主な審議内容
取締役会	代表取締役兼社長執行役員	効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を通して企業理念の実現を目指し、経営に関する基本的方針、法令、定款および取締役会規則で定められた重要事項の決定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会に関する事項 経営方針・計画に関する事項 株式に関する事項 決算に関する事項 人事に関する事項 組織・規程に関する事項 など
監査役会	監査役	取締役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人の再任に関する議案内容の決定、会計監査その他の法令に定められた事項を実施する。適宜、社外取締役との意見交換の場を設け、取締役に対する監督を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 監査の方針・職の分担などの決定 内部統制システムの整備・運用状況の確認 会計監査人の監査の方法および結果の相当性の確認 監査報告書の作成
指名報酬委員会	独立社外取締役	取締役の報酬、選解任および取締役・監査役候補者の指名手続きに係る取締役会機能の独立性・客観性・透明性強化。審議結果について取締役会へ答申する。	2023年2月2日 <ul style="list-style-type: none"> 取締役および監査役候補者について 取締役および執行役員の業績報酬について 取締役会および執行役員の基礎報酬の減額幅について 2023年10月18日 <ul style="list-style-type: none"> サクセッションプランについて 取締役、監査役、執行役員、上席理事候補者について 業績報酬ルールについて
SDGs推進委員会	社長執行役員または社長執行役員が指名するもの	長期的な企業価値の向上を目的とし、事業を通じ社会への貢献に資する施策の検討、運用方針および主管部署の選定を行い、定期的に活動内容を取締役会に報告する。	<ul style="list-style-type: none"> 2023年度活動方針・推進方法について 「中期経営計画2028」におけるサステナビリティ戦略について 有価証券報告書における非財務情報の開示内容について 事業所推進活動の推進支援・進捗管理について

実効性評価

当社は、取締役会における経営判断の合理性の観点から、取締役会の実効性の評価・分析を毎年実施しています。2023年12月期の評価・分析として、全ての取締役および監査役を対象としたアンケートによる自己評価を実施の上、その回答をもって全ての取締役および監査役で議論を行いました。アンケートの回答からは、取締役会の構成・運営、議題、支える体制全てについて概ね適切であると肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されて

いると判断しています。一方で、取締役会の運営や取締役会を支える体制、諮問委員会に関する情報共有など、取締役会のさらなる実効性向上のため改善に取り組むべき課題についても意見が挙げられ、共有しました。今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行った上で対応し、より活発な議論を可能とする環境整備を進め、さらなる取締役会の実効性の向上に取り組んでいきます。

役員報酬

株主総会にて承認された取締役の報酬額の枠内（社内取締役は年額300百万円以内、社外取締役は年額50百万円以内）において、取締役会にてクラスに応じた基本部分と業績との連動性を高めた部分から成る報酬体系の方針を決定しています。

また、これら報酬等の客観性と透明性の向上のため、取締

役会の諮問機関としてメンバーの過半数を独立社外取締役で構成する「指名報酬委員会」を設置しています。当該委員会は、取締役会からの諮問要請に応じ、当該年度業績を鑑み連動報酬部分の比率・水準などについて審議結果の答申を行っています。

2023年度 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	支給人員	支給総額	種類別の支給総額		摘要	
			基本報酬	業績報酬		
取締役	8名	122,420千円	122,420千円	—	うち社外4名	24,000千円
監査役	5名	64,770千円	64,770千円	—	うち社外2名	25,590千円
合計	13名	187,190千円	187,190千円	—		

※上記実績には、2023年3月29日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社内監査役1名が含まれています。

取締役および監査役のトレーニング方針

当社は、取締役および監査役の就任の際、それぞれの役割と責務を果たすため、経歴などを勘案した上で不足していると考えられる要素・知識を得られる機会の提供に努めています。また、就任後についても、これらを更新する機会の提供に努めています。

これらに加え、当社は、取締役および監査役に対して、社外

で開催されるセミナーや勉強会への参加機会の提供・斡旋により、各自の必要知識の習得や適切な更新などが行われるよう努めており、その際の費用については、当社が負担することとしています。また、必要に応じ、社外講師を招聘し、社内において取締役および監査役に加え、幹部社員を対象にした勉強会を開催するなど自己研鑽の場の提供に努めています。